

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る 受入基準等の概要

日本環境安全事業株式会社

1. 受入基準

(1) 概要

- 搬入者が北海道PCB廃棄物処理施設に（以下「処理施設」という。）PCB廃棄物を搬入する際に遵守しなければならない基準（連携者に遵守を要請しなければならない基準を含む）。
- 北海道及び室蘭市との環境保全協定に基づき、北海道及び室蘭市と協議の上、策定。

(2) 構成

第1 趣旨	第8 収集運搬の安全の確保等
第2 搬入者	第9 水の付着等
第3 受入対象物	第10 搬入経路等
第4 運搬容器	第11 搬入時間帯
第5 運搬車両	第12 受入拒否
第6 GPSシステム	別紙1 搬入者に係る受入基準別表
第7 従事者の教育・訓練	別紙2 連携者に係る基準

(3) 搬入者

処理施設には次に掲げる者のみ、「搬入者」としてPCB廃棄物を搬入できる。

- ① JESCOが関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び受入基準（以下「受入基準等」という。）を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- ② JESCOが受入基準等を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物の保管事業者

(4) 受入対象物

- 10kg以上の高圧トランス、高圧コンデンサ及びにこれらと類似した電気機器（処理可能な寸法、重量及び構造を有するもの）
- PCB及びPCBを含む油 等

(5) 安全の確保等

○教育・訓練を受けた従事者及び機材

搬入者は、処理施設にPCB廃棄物を搬入するために行うPCB廃棄物の積込み作業、運搬作業又は積下し作業（以下「運搬作業等」という。）について、PCB廃棄物からPCBを飛散させ又は流出させることがないように受入基準等に適合した教育・訓練を受けた従事者及び機材を用いて収集運搬を行う。

①従事者の教育・訓練

(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会等による。

②機材

【運搬容器】

- ・ 漏れ防止型金属容器（ステンレススチール製）を使用して運搬する。
- ・ 漏れ防止型金属容器に収納できない場合は、漏れ防止型金属トレイ（ステンレススチール製。ただし、再使用しない場合は鉄製でもよい。）を用いる。

【GPSシステム】

- ・ GPSにより、運行状況を確認でき、緊急事態発生時に関係機関に通報できるシステムを完備する。

○保険の加入

搬入者は、事故等による第三者への損害を賠償する、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入する。

(6) 連携者の基準遵守

○搬入者が連携者に遵守を要請する基準

搬入者は、連携者が行う運搬作業等について、PCB廃棄物からPCBを飛散させ又は流出させることがないよう関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び受入基準別紙2に掲げる基準（搬入者に対する基準相当の基準）に適合させなければならない。

○連携者

貨物自動車運送事業者、鉄道運送事業者、船舶運航事業者 等

2. 入門許可要綱

- 入門許可要綱は、搬入者の入門許可に係る必要な事項（入門許可の要件、手順、期間、取消等）を定めるもの。
- 入門しようとするPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、入門許可申請書類をJESCOに提出。
- JESCOは、入門許可申請書類により、申請の内容を審査し、装備類が受入基準に適合しているかを確認。
- 申請を行ったPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者が入門許可要件に適合した場合に入門許可証を交付。

3. 入門許可申請手引書

- 入門許可手引書は、入門許可証の交付を受けたいPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者及びPCB廃棄物の保管事業者のための手引きとなるもの。
- 申請にあたっては、申請書と併せて、関係書類を提出する。
- 特に、申請者が連携者と連携して収集運搬する場合は、申請者に係る関係書類の他に、連携者ごとに用意する関係書類を提出する。
- 関係書類として提出する事業計画書は、搬入者にあつては受入基準等を、連携者にあつては受入基準別紙2に掲げる基準を、それぞれ遵守した内容となっている必要がある。